

2019年10月 火災保険改定のご案内



大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2019年10月1日以降保険始期のご契約より、以下のとおり火災保険の保険料改定および商品改定を実施することいたしましたので、ご案内申し上げます。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 保険料の改定

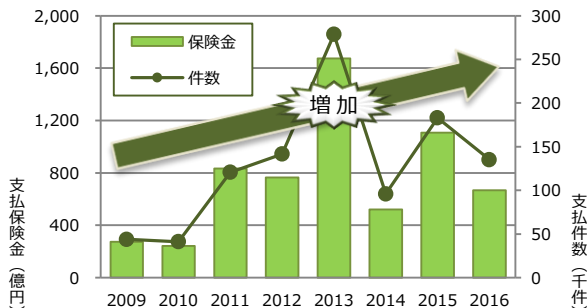
火災保険共通

- 近年、台風等の自然災害や水濡れ損害による保険金のお支払いが増加していることから、損害保険料率算出機構※¹が算出する参考純率※²が改定されたこと、また、沖縄県における保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料の改定を行います。ご契約条件によって、保険料が引上げ・引下げとなるケースがあります。
- 弊社といたしましては、お客さまの保険料のご負担を極力抑えるために、これまで諸経費の削減等に努めてきましたが、将来にわたり安定的に火災保険事業を継続し、県民の皆さまへあんしん・あんぜんを提供していくために、保険料の改定を行うこといたしました。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

自然災害の増加

- 大型台風やゲリラ豪雨などの突発的な自然災害による保険金支払が増加しています。

自然災害による支払保険金・支払件数の推移



出典：損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」

事故例

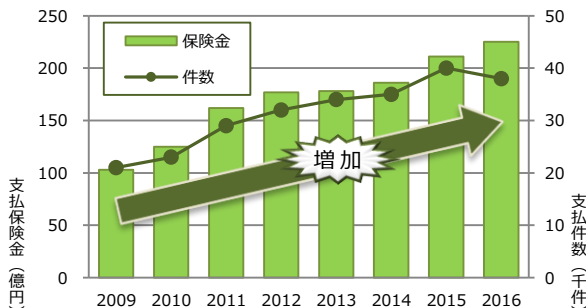
- 台風で窓ガラスが割れてしまった。
- 台風で室外機が壊れ、エアコンが故障してしまった。
- 台風で屋根が壊れ、建物の中が水浸しになってしまった。



水濡れ損害の増加

- 建物の老朽化などで水濡れ損害による保険金支払が増加しています。

水濡れ損害による支払保険金・支払件数の推移



出典：損害保険料率算出機構「火災保険・地震保険の概況」

事故例

- 水道管が老朽化によって破損し、建物の中が水浸しになってしまった。
- 他人の部屋の蛇口の閉め忘れが原因で、建物の中が水浸しになってしまった。



※¹ 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。
 ※² 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率として、損害保険料率算出機構が算出したものです。

2. その他の改定

項目	概要	対象商品										
罹災時諸費用補償特約の改定	<p>●「DAY-PRO! 事業財産保険」における罹災時諸費用補償特約の支払割合20%・30%の販売を停止します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払割合30% (500万円限度)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">(販売停止)</td> </tr> <tr> <td>支払割合20% (100万円限度)</td> </tr> <tr> <td>支払割合10% (100万円限度)</td> </tr> <tr> <td>特約付帯なし</td> <td>支払割合10% (100万円限度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特約付帯なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 罹災時諸費用補償特約をセットすると、損害保険金をお支払いする場合において、損害保険金にプラスして「損害保険金×支払割合」を罹災時諸費用保険金としてお支払いします。 ※ 前契約の罹災時諸費用補償特約の支払割合が20%・30%の場合、2019年10月1日以降保険始期のご契約からは「支払割合10%」または「特約付帯なし」へ変更となります。</p>	改定前	改定後	支払割合30% (500万円限度)	(販売停止)	支払割合20% (100万円限度)	支払割合10% (100万円限度)	特約付帯なし	支払割合10% (100万円限度)		特約付帯なし	DAY-PRO! 事業財産保険
改定前	改定後											
支払割合30% (500万円限度)	(販売停止)											
支払割合20% (100万円限度)												
支払割合10% (100万円限度)												
特約付帯なし	支払割合10% (100万円限度)											
	特約付帯なし											
保険期間の見直し	<p>●保険商品やご契約形態に応じて、ご契約の締結が可能な最長保険期間の見直しを行います。</p> <p>●また、定期的に適切なご契約条件へと見直せるよう、保険期間1年でのご契約をおすすめいたします。</p>	火災保険共通										

3. ご契約条件の見直しによる保険料の節減

- ご契約条件を見直すことで保険料を節減することができます。ご契約条件を見直す際には、ご自身のリスクをよく吟味し、現在の補償内容との違いを十分にご確認いただいた上で、ご検討くださいますようお願いいたします。

【例1】「DAY-GO! すまいの保険」の場合

●風災事故にかかる免責金額（自己負担額）の見直し

免責金額	免責金額	免責金額
5万円	3万円	0円

← 安い 保険料 高い →

【例2】「DAY-PRO! 事業財産保険」の場合

●罹災時諸費用補償特約の見直し

特約付帯なし	支払割合10% (100万円限度)
← 安い 保険料 高い →	

※上記の他にも、ご契約条件を見直すことで保険料の節減が可能な場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。

弊社では Web約款 のご利用をおすすめしています！

- ◇「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款のことをいいます。
- ◇「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」をご利用いただくことで、紙の資源である森林の保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。
- ◇弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全推進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



- ※ このチラシは火災保険改定の概要を記載したものです。
- ※ 詳細につきましては、取扱代理店または弊社営業店までお問い合わせください。
- ※ 「DAY-GO! すまいの保険」は住宅生活総合保険、「DAY-PRO! 事業財産保険」は事業財産保険のペットネームです。

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

〈お問い合わせ・ご相談〉 ☎ 0120-331-648 (お客さま相談センター)

受付：平日 午前9時～午後5時 (※土・日・祝日、12/31～1/3)

お問い合わせは